



産業廃棄物処分業許可証

住 所 京都府亀岡市宮前町猪倉城山8番19

氏 名 株式会社亀岡土浄
代表取締役 豊坂 啓矢

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

京都府南丹保健所長 時田 和彦



許可の年月日 令和 6 年 5 月 31 日

許可の有効年月日 令和 11 年 5 月 30 日

1. 事業の範囲

<中間処理業（造粒固化）>

①汚泥（無機性汚泥に限る。）

以上1種類（特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。））

施設の種類	造粒固化施設
設置場所	京都府亀岡市宮前町猪倉城山8番19
設置年月日	令和6年4月18日
処理能力	300 m ³ /日（10時間）
許可年月日	
許可番号	

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 6 年 5 月 31 日：当初許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・ 無